

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	令和3年10月19日（火） 午前9時30分～午前9時45分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、望月会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長 （担当課1、2） 玄順財政課長、榎本同課長補佐、小島同課財政係長 （担当課3） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、松尾同課政策企画係長 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、高橋同課政策企画係主任
会 議 内 容	1 令和4年度（2022年度）当初予算編成方針について 2 朝霞市ふるさと応援基金条例（案）について 3 朝霞市公共施設マネジメント基金条例（案）について
会 議 資 料	【資料1】 令和4年度（2022年度）当初予算編成方針 【別紙1】 令和4年度当初予算部別枠配分額一覧表 【別紙1-1】 令和4年度当初予算枠配分額 【別紙1-2】 除外科目一覧（全課対象） 【資料2-1】 朝霞市ふるさと応援基金条例（案）の概要 【資料2-2】 朝霞市ふるさと応援基金条例（案） 【資料2-3】 朝霞市ふるさと応援基金条例施行規則（案）、様式第1号（第3条関係）寄附金台帳 【資料3-1】 朝霞市公共施設マネジメント基金条例（案） 【資料3-2】 朝霞市公共施設マネジメント基金条例施行規則（案） 【資料3-3】 朝霞市公共施設マネジメント基金の運用基準（案）

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

- 1 令和4年度（2022年度）当初予算編成方針について

【説明】

（担当課1：玄順財政課長）

令和4年度（2022年度）当初予算編成方針について説明する。

「資料1 令和4年度（2022年度）当初予算編成方針」の1ページについて、本市は、第5次朝霞市総合計画で、「私が暮らしたつづきたいまち 朝霞」の実現に向け、施策を進めている。令和3年4月から後期計画の期間であり、市を取り巻く環境が様々に変化中、市民ニーズに適切に対応し持続可能な発展を目指している。

このような中、歳入における市税は、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、今後大幅な増収は見込むことはできず、一方、歳出は、社会保障関連経費、老朽化した公共施設の更新、小学校の少人数学級の整備、収束後を含めた新型コロナウイルス感染症対策の対応など、財政運営を持続可能なものとしていく上で、大きな課題に直面している。

限りある財源の中で、市民が必要とするサービスを提供するため、事業の必要性や優先度を考慮するとともに、既存事業についても見直しや工夫を行うなど、職員一人ひとりが、いま一度しっかり認識し、積極的に取り組む必要がある。

「資料1 令和4年度（2022年度）当初予算編成方針」の2ページについて、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」の3つが主な内容となっている。

「1 基本原則」、一つ目、「事業の選択と集中」について、予算計上する事業は第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、財源を真に必要な事業に配分し、計画的、効果的に活用すること。

二つ目、「行政評価の反映と事務事業の見直し」について、行政評価の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを考慮し、新たな観点から創意と工夫を加えること。

三つ目、「国・県等の動向の把握」は、本市の予算にも大きく影響することから、動向を的確に把握し見通しを立てること。

四つ目、「歳入の確保と歳出の抑制」について、総額枠配分予算を実施し、歳入については、補助制度を最大限に活用するとともに自主財源の確保に努めること、歳出については、経常経費を改めて総点検し、節減合理化を徹底すること。

以上のことなど、8つの項目である。

次に、3ページの「2 歳入に関する事項」について説明する。

一つ目として、市税は、適正な額を見積もること、税込確保に努めること。

二つ目として、使用料及び手数料の見直しを適宜行うこと、対象の的確な把握、適正な見積り、収入未済額の解消に努めること。

三つ目として、国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討すること。

次に、4ページの「3 歳出に関する事項」については、主な予算書の節ごとに（1）人件費から（12）その他として、留意する点を記載している。

前年度に比べ、追加した点、特に留意してもらいたい点については、5ページ、(8) 工事請負費、二つ目、施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」等の計画を踏まえ検討し計上する。

同じく5ページ、(10) 負担金、補助及び交付金は、「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき十分検討し、計上すること。また、任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行うこと。

その下、(11) 扶助費は、国や県の制度改正の動向などに配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込むこと。

6ページ、(12) その他として、前年度の実績にとらわれることなくその必要性を再度見直し、適正な額を見積ること。

なお、この予算編成方針については、庁議で承認いただいた後、速やかに通知する予定である。

次に、枠配分予算について説明する。7ページ、別紙1を御覧いただきたい。

枠配分予算については、令和3年度まで、特別会計を含む需用費と役務費に該当する費用を課ごとに対象としていたが、令和4年度予算編成より部ごとに一般財源額を配分している。部別の配分額は、令和4年度に歳入される一般財源見込額と令和3年度の人件費や法定の扶助費、公債費等の義務的経費や新規拡充採択事業を除いた一般財源額を基に積算している。特別会計については、一般会計繰入金の縮減に努めることとし、枠配分予算は実施しない。

なお、配分額については、8ページの別紙1-1のとおりである。

(宮村市長公室長)

本件は10月12日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

枠配分予算については、各審議会に報告しても差し支えないかという質疑に対し、7月の庁議で実施することが決まっていることから、各審議会で説明していただきたいとのことだった。

次に、公共施設管理計画に定めた施設の修繕等については、各部に配分された枠の中で実施することとなるのかという質疑に対し、新規拡充の枠のほか、マネジメント基金の積立を行うため、基金から配分する予定であるとのことだった。

次に、来年度以降の見通しについてだが、今年度、実施した内容については、庁内で振り返りを行うことを予定している。その中で、課題の整理を行うなどし、次年度以降に向け準備を進めていきたいとの回答だった。

以上の審議を経て、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞市ふるさと応援基金条例（案）について

【説明】

（担当課 2：榎本財政課長補佐）

議題の（2）、朝霞市ふるさと応援基金条例（案）について、御説明する。

資料 2-1 を御覧いただきたい。

本条例の制定理由は、ふるさと納税として本市に寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿った事業に計画的に活用するため、朝霞市ふるさと応援基金を設けることとし、基金の管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものである。

次に、内容について、一般会計の歳入における寄附金のうち、ふるさと納税として受け入れた寄附金について、積立てを行い、寄附者が選択した使い道ごとに管理し、処分をするものである。

また、寄附金の受入れ状況や取崩しの状況について、公表を行うものである。

施行日については、令和 4 年 1 月 1 日以降に受入れるふるさと納税寄附金を積立ての対象とするため、令和 4 年 1 月 1 日から施行したいと考えている。

資料 2-2 は条例（案）、資料 2-3 は併せて制定する施行規則となっている。

（宮村市長公室長）

本件は 10 月 12 日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

ふるさと納税の使い道として 6 つのメニューを設定しているが、他市町村も同様なメニューとなっているのかという質疑に対し、自治体によってメニューの数は異なる。朝霞市は、総合計画の柱を設定しているとの回答だった。

次に、今までは、当初予算に歳入を計上していなかったが、今後はどのようにしていくのかという質疑に対し、今後は、ふるさと納税の歳入として見込まれる額を当初予算として計上していくとの回答だった。

次に、この基金条例を制定する効果やメリットはどのようなものかという質疑に対し、年度末に寄付があった場合、3 月補正の予算編成に間に合わないため、寄付者の意向に沿った使い道ができない場合があったが、基金に積み立てることによって、寄付者の意向に沿って計画的な使い方ができることがメリットであるとの回答だった。

以上の審議を経て、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 朝霞市公共施設マネジメント基金条例（案）について

【説明】

（担当課3：平間政策企画課長補佐）

今回、新たに「公共施設マネジメント基金条例」を制定したのは、長寿命化のための公共施設の保全及び更新等を実施していくためには、多額の財源が必要となるが、現在の本市の財政状況は危機的な状況にあり、実施に充てる財源も厳しい状況にある。

それでも、将来の公共施設の保全、更新を進める必要があること、そのための財源を確保しなければならないことから、基金を設置することとした。

それでは、各条文について説明する。

まず、第1条の「設置」については、基金の設置について規定するもので、公共施設の保全及び更新に必要な経費の財源に充てるため、基金を設けることを規定している。

次に、第2条の「積立て」については、一般会計から当基金へ積み立てる額は一般会計予算で定めることを規定するものである。

次に、第3条「管理」については、基金に属する現金の管理について、規定するものである。

次に、第4条「運用益金の処理」については、運用益金の処理について規定するものである。

第5条「繰替運用」は、基金の繰替運用について規定するものである。

第6条「処分」については、基金の処分（取崩し）について規定するものである。

第7条「委任」は、規則への委任などについて規定するものである。

なお、施行については、公布の日から施行することとし、実際の運用については、12月補正において、5億円を積み立てる予定をしている。

次に、資料3-2を御覧いただきたい。条例（案）を受けた、施行規則（案）である。

この中では、第2条「処分対象経費」について、基金の処分対象を記載しており、「公共施設の維持管理及び修繕等に係る経費と機能向上のための整備に係る経費」を対象とするものである。

次に、資料3-3を御覧いただきたい。基金の運用基準（案）である。

まず、1の「積み立て」だが、毎年度5,000万円を当初で積み立てるほか、決算剰余金において、基金への積み立てが可能な場合には積み立てを行うものとしている。

次に、2「処分」についてだが、（1）では、整備時期の集中により、平準化だけでは対応できないときや、災害を原因とするときに取り崩しを行うことを規定している。

（2）では、対象の公共施設を、原則、建物を対象とすることを規定している。

(宮村公室長)

本件は10月12日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

基金の充当対象について、原則、公共の施設、建物とのことだが、市内の橋梁等も老朽化してきているので、修繕が必要になった場合は、別途検討するということかとの質疑に対し、橋梁等については、新規事業枠の3億円や、財政調整基金等を充当していく。今回の基金については、あくまでも施設建物の修繕等に充てることを考えているとの回答だった。

次に、県内の他市町村の状況を教えていただきたいとの質疑に対し、全市を確認はしていないが、近隣4市では、志木市、和光市に同様の基金がある。また、さいたま市、川越市、三芳町の基金条例を参考に朝霞市公共施設マネジメント基金条例(案)を作成したとの回答だった。

最後に、公共施設マネジメント基金について、毎年5,000万円を積み立てることとした理由はとの質疑に対し、公共施設マネジメント計画を策定しており、計画的な修繕が必要なため、毎年5,000万円を積み立てていく必要があると考えているとの回答だった。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】